

議員が新型コロナウイルスに感染した場合の基本的な対応等について

議員が新型コロナウイルスに感染（陽性）したと診断された場合、保健所の指示・指導に基づいて必要な対応を行う必要があるが、茨城県議会における基本的な対応等については、次のとおりとする。

1 感染者が発生した場合における対応等

(1) 新型コロナウイルスに感染した場合の連絡等

議員本人が新型コロナウイルスに感染し、又は濃厚接触者であることが明らかとなったときは、直ちに議会事務局総務課にその旨を連絡するものとする。

(2) 確認事項等

議会事務局総務課は、議員本人から感染等の連絡を受けたときは、次の事項について確認するものとする。

- ・ 感染者又は濃厚接触者の氏名
- ・ 感染者又は濃厚接触者となったことが明らかとなった日時
- ・ 発病した日又は濃厚接触者となった日
- ・ 議事堂内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細
- ・ その他必要な事項

(3) 確認結果等を踏まえた対応

議会事務局総務課は、確認結果等を踏まえ、次のとおり対応するものとする。

- ・ 正副議長及び各会派代表への連絡
- ・ 確認結果等から、新たな感染を防止するため必要と判断される場合には、議事堂内の施設使用の制限や消毒等を実施（緊急対応）
- ・ 保健所の調査（濃厚接触者の特定、消毒場所の確定）に協力

2 茨城県議会災害対策会議の開催

○ 議員本人の感染が確認された場合であって、議長が必要と判断するときは、速やかに茨城県議会災害対策会議を開催するものとする。

○ 茨城県議会災害対策会議は、協議等の場の運営等について（平成21年1月9日議長決裁）に基づき、感染に係る事実確認や接触者リストの把握等の情報収集等を行うとともに、記者発表の要否や議事堂内の消毒の実施等について、必要な協議を行うものとする。

※ できる限り接触機会が少ない方法（メール、電話、持ち回り等）による開催を検討

3 消毒の実施等

茨城県災害対策会議の結果を踏まえ、保健所の指示・指導に基づき、議事堂内の施設使用の制限や消毒の実施など、必要な対応を図るものとする。

※ 議会活動及び事務局業務再開に必要なスペースから優先して消毒し、又は議事堂内の他のスペースで代替して業務を実施する。